

# 第20回アジア競技大会選手村後利用事業 における景観づくりの基本的な考え方

## (1) 基本的な考え方

「後利用基本構想」を基本としながら、アジア競技大会選手村後利用事業における景観形成の基本的な考え方を以下のとおり整理します。

### 景観づくりの目的：エリアの価値を高める

景観は、単なる美しさを求めるだけの話ではなく、当該地の価値向上を図るための戦略です。募集対象区域のどのエリアでも同じ戦略とするのではなく、競馬場跡地周辺の歴史や新しく開発するコンセプトに基づき、新しい価値を創造するための景観を検討することが期待されます。

後利用基本構想では、「安心と交流を生み出す次世代拠点」がコンセプトとして挙げられており、競馬場跡地で開発される空間が一体的にデザインされることで、魅力的な景観をつくりだし、跡地周辺を含むエリア全体が次世代の拠点として価値を高めることが重要です。

#### ○有識者の意見

- ・ 景観は、まちづくりでただ配慮するものではなく、積極的に創出してエリア価値向上を図るための戦略。（熊谷玄 スタジオゲンクマガイ 代表）
- ・ 大きなみどりの風景拠点が欠落した区域であり、大きな森が出来るイメージ等の街区全体の大きな風景づくりや、次期開発用の空気を大きくまとめておく等の計画が必要ではないか。（京都大学 川崎雅史 教授）
- ・ 気候変動に対応した「グリーンインフラ」「バイオフィリックデザイン」の考えを全体計画に取り込むと良い。（熊谷玄 スタジオゲンクマガイ 代表）

### 景観づくりの方法：目標を設定し、ルールをつくる

約 20ha と広大な面積を有する競馬場跡地における新たな開発にあたっては、そのスケール感を活かした景観形成が期待されます。また、全体がばらばらにならないよう全域をゾーニングしつつも、様々な要素が入り混じったモザイク的な場を作る等により、新しい価値を生む景観づくりが望まれます。

そのためには、街区全体の大きな風景づくりに向けて、周辺地域や環境との調和、機能の複合性等に配慮しながら、空間イメージやデザインに対する目標や考え方を、ガイドライン等のルールとして定め関係者間で共有することが重要です。

#### ○有識者の意見

- ・ ステークホルダー（事業者、テナント、行政、地域住民等）が協力する体制を作り、景観に対する目標意識を擦り合わせる必要がある。（東京大学 中井祐 教授）
- ・ 地区計画等の景観ルールを専門家、行政、住民と共に話し合っつくり、事業者と協議していくことが重要。（京都大学 川崎雅史 教授）
- ・ 独自の景観作成ガイドラインを作ることも有効。エリアを統一してみることができるマスターランドスケープデザイナーの採用を提案する。（熊谷玄 スタジオゲンクマガイ 代表）
- ・ 大きな意味でのエリアゾーニングはあっても良いが、あまり厳格なゾーニングを行うよりも、モザイク的な要素が入り混じった場所としていく方が魅力的。（熊谷玄 スタジオゲンクマガイ 代表）

## 景観づくりの手段：住民の「つかう」視点による景観づくり

景観づくりにあたっては、設計段階において開発者が景観デザイン案を作成し、行政と協議を行うだけでなく、周辺住民、まちづくりを支援する団体等のステークホルダーも関わる仕組みが重要です。

特に、競馬場跡地は広大な敷地であり、景観の「つくり方」だけでなく「つかい方」の議論と併せ、景観のあり方を議論する機会（ワークショップ等）をつくることが、跡地の価値向上につながります。また、開発後も、ステークホルダーとともに様々なまちづくり活動を行いながら、「つかう」視点で景観のあり方を議論し、それに合わせて競馬場跡地の景観を成長させていくことが必要です。

「つかう」視点から、例えば、新しい価値観が生む交流が発生する広場等のパブリックスペースの設置や、今後のパーソナルモビリティの導入等を念頭に置いた空間づくりも期待されます。

### ○有識者の意見

- ・ まちを表現（＝景観形成）する場を設けて、自由な意見を取り入れていくべき。（東京大学 中井祐 教授）
- ・ 住民、地区協議会と専門家を交えた、話し合いの場所をもつことが重要。（京都大学 川崎雅史 教授）
- ・ 様々な価値が混ぜ合わさり、新しい価値観が生まれる仕組みを作るために、交流が発生する広場等のパブリックスペースがあると良い。（東京大学 中井祐 教授）
- ・ ローカルティを考えた新しい文化活動を生む仕組みが必要。大衆文化の活動の場所づくりも重要。公園と文化施設が併設され上手く機能している事例もある。（京都大学 川崎雅史 教授）
- ・ 今後、自動運転等のパーソナルモビリティが発展することを想定し、動線の邪魔にならない配置・道づくりが必要となる。（東京大学 中井祐 教授）

## (2) 景観づくりの仕組みづくり

### ① プラットフォームの設立

景観づくりにあたっては、設計段階において開発者が景観デザイン案を作成し、行政と協議を行うだけでなく、周辺住民、まちづくりを支援する団体等のステークホルダーも関わる仕組みが重要であり、そのためにはUDCのようなプラットフォームが必要です。

UDCは、アーバンデザインセンター（Urban Design Center）の略称で、2006年11月の柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）創設時に構想された、課題解決型＝未来創造型まちづくりのための公・民・学連携のプラットフォームです。従来の行政主導型・住民主導型・企業主導型といった枠組みを超え、各拠点では「新たなまちづくりスキーム」が模索・構築されています。

UDCは、地域社会に必要な公的サービスを担う「公共」、市民活動や経済活動を通じて地域の魅力と活力の向上を担う「民間」、専門知識や技術を基に先進的な活動を担う「大学」が日常的・多面的に連携し、まちの未来を描き実践していくエンジンとなります。

### ② 継続的な活動

景観のあり方を議論する機会を継続的に設け、エリアの景観を成長させていくことが期待されます。

名古屋市では、市内各地においてエリアマネジメントの組織が立ち上がり、一定の条件の下で、まちの賑わい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設について、国家戦略特区や都市再生推進法人による道路占用許可などを活用した取組が行われています。

競馬場跡地においても、公・民・学と地域住民が積極的に交流・議論できる場・イベントが求められます。

### (3) よりよい景観づくりに向けた検討

よりよい景観づくりの参考として、様々な配慮事項や事例を整理しました。開発計画を詳細化する際には、住民、まちづくり支援団体、有識者等を巻き込んで、景観づくりのルールをつくることが重要です。景観づくりにおいては、行政と協議しながら進めていただくこととなります。

#### 1) エリア全体

##### ① 外観

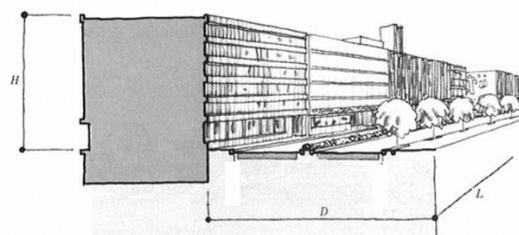
大規模建築物・工作物は、周辺環境と調和しつつ、設定されたエリア毎のイメージを想起させるよう、「施設配置、形状」「屋根形状」等の統一感に配慮してください。

<施設配置、形状（スカイライン、D/H\*）>



統一感のあるスカイライン・例

出所：東京都「東京都選定歴史的建造物詳細」  
[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/keikan/rekiken/re\\_list10.htm](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/keikan/rekiken/re_list10.htm)  
令和2年10月5日参照



D/Hのコントロール・例

出所：国土交通省「道路のデザイン」  
[https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/road\\_design/pdf02/05.pdf](https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/road_design/pdf02/05.pdf)  
令和2年10月5日参照

\* D/H：建築物の見え方や、建築物による外部空間の囲まれ感等を表す指標のひとつ。視点から対象物までの水平距離 D を、見る対象物の高さ（厳密に言えば視点の高さとの差）H で除したもの。周辺景観や土地利用と合わせて十分に配慮する必要がある。D/H=4 以上では囲まれた印象は薄く、周辺景観と一体感が生じ、D/H=1~2 の場合は心地よい囲まれ感があると言われている。D/H=1 以下になってしまうと、圧迫感や威圧感を与える可能性が高いため、他の面で居心地の良さを感じられるような配慮が必要。

<屋根形状（型、勾配）・素材／外壁の素材>



屋根形状の工夫・例

出所：茅ヶ崎市「景観法に基づく建築行為等の届出ガイドブック」  
[https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/008/082/guide001.pdf](https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/082/guide001.pdf)  
令和2年10月5日参照



周辺スケールに合った勾配屋根・例

出所：国土交通省「景観まちづくりの制度について」  
[https://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/dema1/demaekouza\\_all.pdf](https://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/dema1/demaekouza_all.pdf)  
令和2年10月5日参照

## ② 駐車場

敷地内に設置する駐車場が、周辺環境と調和するよう、「出入口の位置」、「駐車場の壁面」等について配慮してください。

### <駐車場の出入口>

- ・駐車場出入口や立体駐車場はできるだけ側道等目立たない位置に配置する等、街並みとの調和に配慮してください。

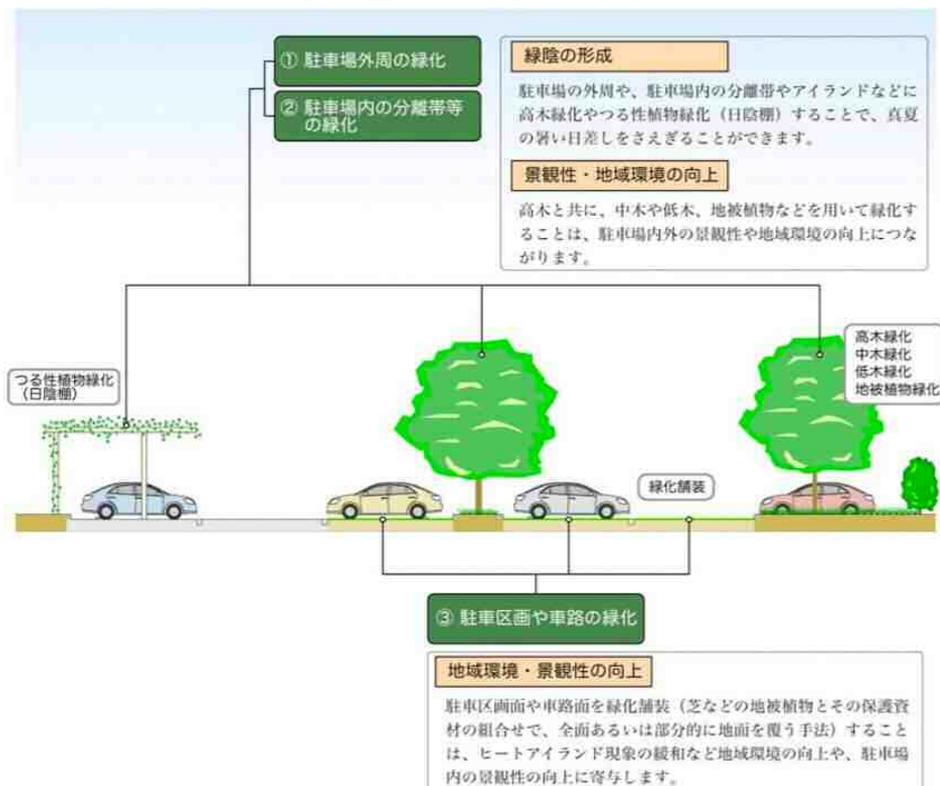
### <駐車場の壁面>

- ・立体駐車場、ハーモニカ式駐車場、機械式駐車場は、機械的な要素が大きいため、自動車や設備等が外部から見えないよう駐車場の壁面を緑化や目隠しを設置する等の景観上の配慮してください。

## ③ 緑化

景観のため敷地内では植栽・緑化等を検討してください。

- ・敷地内における空地、駐車場の位置、面積・規模、緑化（シンボルツリー、植栽、壁面緑化等）



出所：東京都「駐車場緑化ガイド」

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/parking\\_plant\\_guide.files/parking\\_plant.pdf](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/parking_plant_guide.files/parking_plant.pdf)

令和2年10月5日参照

- ・ 附属施設（建築設備、ごみステーション、柵・塀等）



ごみ置き場の配置・デザイン・例

出所：我孫子市「景観法に基づく景観づくりの基準」  
<https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/toshiseibi/keikan/h18keikanjorei.files/H27panfureto.pdf>  
 令和2年10月5日参照



車庫の舗装・例

出所：我孫子市「景観法に基づく景観づくりの基準」  
<https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/toshiseibi/keikan/h18keikanjorei.files/H27panfureto.pdf>  
 令和2年10月5日参照

#### ④ 色彩

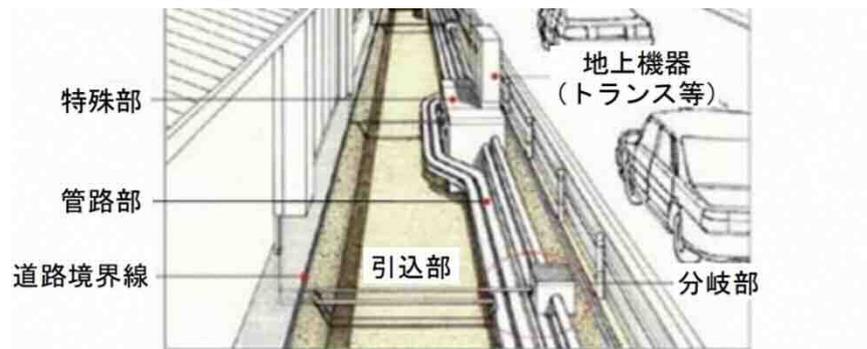
〈屋根、外壁の色彩〉

- ・ 住民の生活になじみ、共通して好まれている郷土色、又は競馬場跡地周辺を含む本エリアにおける都市景観の基調色というべき色彩として、例えば、〔公園の青色・緑色、植栽の深い緑色〕〔アースカラー〕といった色彩が挙げられます。こうした景観色を念頭において、建築物等の外観色を検討してください。

#### ⑤ 電線類地中化

景観や歩行環境の向上の視点から、土地区画整理事業で新設・改良する道路については、電線類地中化を検討しています。

本敷地内についても、電柱を立てるのではなく地中化することを検討してください。

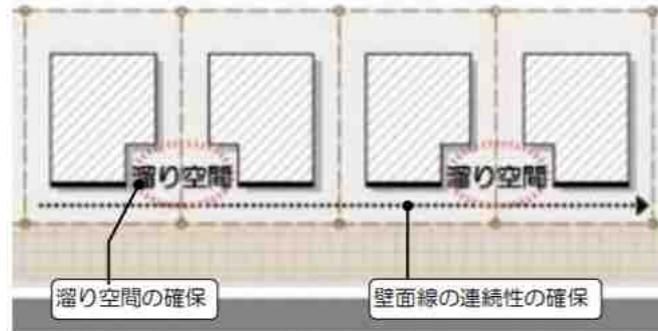


出所：東京都港区「電線類地中化整備基本方針」  
[https://www.city.minato.tokyo.jp/dobokukeikaku/kankyo-machi/documents/dennsenrunitityuuka\\_01.pdf](https://www.city.minato.tokyo.jp/dobokukeikaku/kankyo-machi/documents/dennsenrunitityuuka_01.pdf)  
 令和2年10月5日参照

## ⑥ スペースの確保

競馬場跡地では地区計画を定める予定です。地区計画の中では、一部の道路においてセットバック等を定めることを想定します。賑わいや憩いの創出など、快適な歩行者空間となるよう検討してください。

- ・道路側の壁面の連続性や溜り空間の確保について、検討してください。

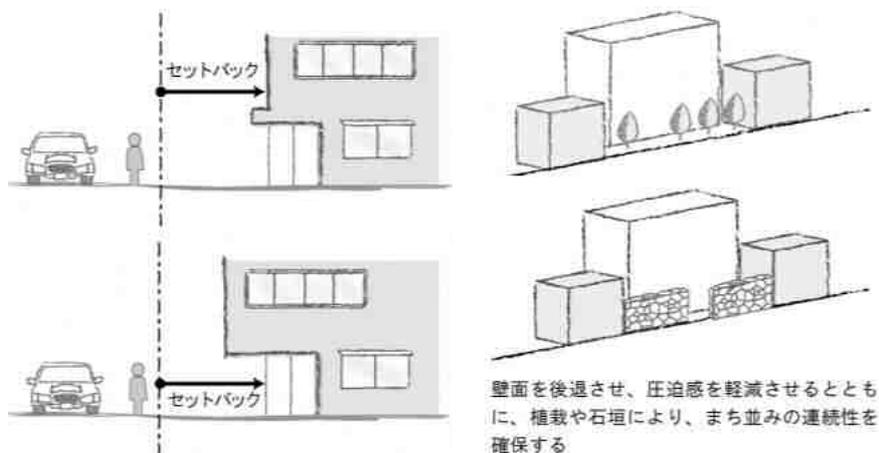


出所：三郷市「景観形成基準と解説」

<http://www.city.misato.lg.jp/secure/11547/01-7%20%E6%99%AF%E8%A6%B3%E8%A8%88%E7%94%B%E9%81%8B%E7%94%A8%E6%8C%87%E9%87%9D%20%E6%99%AF%E8%A6%B3%E5%BD%A2%E6%88%90%E5%9F%BA%E6%BA%96%E3%81%A8%E8%A7%A3%E8%AA%AC.pdf>

令和2年10月5日参照

- ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等をセットバックする等工夫してください。



出所：読谷村「読谷村景観計画 景観形成ガイドライン」

[https://www.vill.yomitan.okinawa.jp/sections/pdf/yomitan\\_keikankeisei\\_guideline.pdf](https://www.vill.yomitan.okinawa.jp/sections/pdf/yomitan_keikankeisei_guideline.pdf)

令和2年10月5日参照

## ⑦ その他

### <案内・サイン>

- 案内・サインは、街並み景観の調和や街のイメージを損なわないよう、情報の変更が見込まれる場合や他の情報媒体で閲覧が可能な場合等を踏まえ、必要最小限の設置に留めてください。

例)

- 案内や誘導は、目的地までのわかり易い案内、説明を行う（案内、誘導、位置、説明の各サイン）。
- ルール等の表示は、交通標識、放置自転車、喫煙の禁止等、ルールを示す（規制サイン）。
- 掲示・公表は、エリアで行政として必要な広報・宣伝・P R等を広報する（広報サイン）。

また、サインのデザインも統一感を持たせることが考えられます。案内サインや誘導サイン等、街には場所に適した様々なモジュールのサインが設置され、その全てが一つの風景として街中の統一感をつくり出すよう、サインデザインに共通のルールを持たせることも考えられます。名古屋市が策定している、「名古屋市歩行者案内サインマニュアル（第3次改訂版）平成29年12月」等を参照しながら、統一感のあるデザインにより利用者の利便性向上を図る必要があります。



出所：名古屋市「歩行者案内サインマニュアル」

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000098/98058/20190823sainmanual.pdf>

令和2年10月5日参照

## 2) エリア別

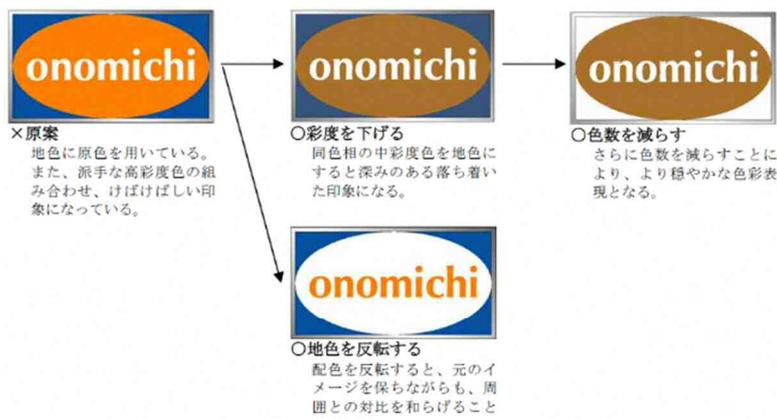
※競馬場跡地の価値向上に資する内容であれば、各ゾーンに限定するものではありません。

### ① 賑わいエリアゾーン

「GO ACTIVE」「GO FUN」の実現に向けて導入する、賑わい創出機能に一体感を持たせるための規制・誘導項目を検討する。

例)

- ・ 建築物の位置（壁面、アルコーブ等）、形態、意匠、色彩等や屋外広告物のデザインは、公共・半公共空間と一体感を持ったデザインとする。
- ・ デザインコードによる統一感とともに、諸施設の個性が表現できる、アクセントとなる色彩や使用可能な位置、面積を規定する。



基調色（文字等の周囲の地色）に高彩度色を控え、コーポレートカラーも、その使用部位を工夫・例

出所：尾道市「景観地区での行為の手引き」<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/11.pdf>  
令和2年10月5日参照

### ② 学びエリアゾーン

「GO ASIA」「GO FUTURE」の実現に向けて導入する、学び機能に、国籍や年代を問わず、多様な人々が集い、イノベーションが起こる環境創出につながるよう、規制・誘導項目を検討する。

例)

- ・ 国籍や年代を問わず多様な人々が気軽に集える、公共・半公共空間（休憩・人溜まり等）では、案内・サイン等は周辺との一体感や調和を図りつつ、施設との色や形、空間、緑や水等も活用し、エリアコンセプトをイメージできるデザインで演出する。



シンボルツリーの設置・街並みと調和した案内サイン

出所：市川市「景観基本計画検討資料」<http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/000014886.pdf>  
令和2年10月5日参照

### ③ 憩いエリアゾーン

「GO ACTIVE」「GO GREEN」「GO FUN」の実現に向けて導入する、健康づくりや憩いの場となる緑豊かな環境を創出するための、規制・誘導項目を検討する。

例)

- ・ 緑豊かな環境の空間的な広がりや近・中景における空間の段階的な秩序等、公共・半公共のスペースと施設の配置、空間利用、形態、色彩等のバランスをコントロールする。



道路上のオープンカフェ・例

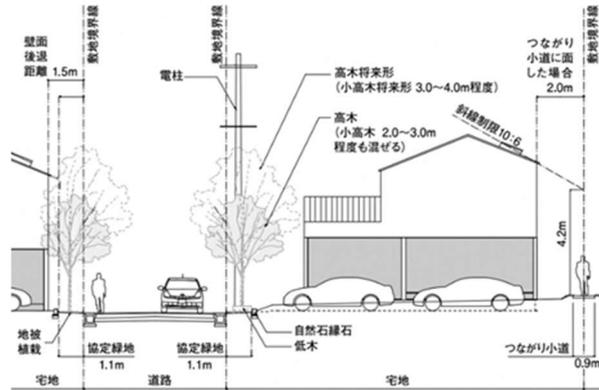
出所：国土交通省「道路のデザイン」[https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/road\\_design/pdf02/05.pdf](https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/road_design/pdf02/05.pdf)  
令和2年10月5日参照

#### ④ 住まいエリアゾーン

「GO GREEN」「GO FUN」の実現に向けて導入する、良好な住環境を創出するための、規制・誘導項目を検討する。

例)

- ・ 想定される居住者像に合わせた、まち（エリア）のイメージが醸成されるよう、敷地の最低規模・形状、住宅のデザイン、緑化等をコントロール



住宅の形態規制・道路境界の景観例

出所：紫波町「オガールタウンまちなみコンセプト」<http://town.ogal.jp/media/5b28181a485ab09a2a3e5ef65a908b27.pdf>  
令和2年10月5日参照

- ・ 特殊道路や公園との一体感をデザインする。



四季を感じる樹木・例

出所：柏市「豊四季台景観重点地区 景観形成基準」  
[http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/140300/p005634\\_d/fil/separate1.pdf](http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/140300/p005634_d/fil/separate1.pdf)  
令和2年10月5日参照

(参考) 大規模建築物 デザインルール・例

項目	内容	エリア					備考
		全体	賑わい	学び	憩い	住まい	
基本事項	周辺の土地利用や景観に調和する、若しくは良好な景観を形成する形態・意匠・色彩とする。	●	—	—	—	—	都市空間が住民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく、周囲の街並みと外装のデザインや色彩、材質等が調和するように努めてください。
外観	外壁の材質や色彩等は、周囲に圧迫感を与えないよう景観上の配慮を行う。	●	—	—	—	—	歩行者空間や街並みにゆとりを与え、親しみやすさを感じさせるよう外壁のデザイン等を工夫してください。
	外壁の色彩は、低彩度色（JIS Z8721に定める彩度で6以下を目途）を使用。但し、以下の場合は、この限りでない。 ・壁面毎に10%以下の面積で使用する場合 ・自然素材に彩色を施さず使用する場合	●	—	—	—	—	原則、彩度6以下としていただきますが、周辺の景観に調和するため、より低彩度に指導する場合があります。
	外壁に複数の色を使用する場合は、色の組み合わせや配色に注意する。	●	—	—	—	—	
	周囲に住宅等がある地域で、壁面に光沢のある外壁材やガラス等を使用する場合は、太陽の反射光等が住宅等を長時間照らすことがないように配慮する。	—	—	—	—	●	
駐車場	駐車場の出入口は、周囲の景観に配慮した位置に設置する。	—	—	●	●	●	駐車場出入口や立体駐車場はできるだけ側道等、目立たない位置に配置する等、街並みとの調和に配慮してください。
	立体駐車場は、道路に面して設置しないよう努める。	●	—	—	—	—	敷地の形状上やむを得ず道路に面して設置する場合は、周囲の街並みと外装デザインや色彩・材質等が調和するように努めてください。
	ハーモニカ式駐車場（駐車マスが道路に直接面する形状の駐車場）は設置しない。但し、やむを得ず設置する場合は、5台分の駐車マスを目途に幅50cm以上の植栽帯を設置するか駐車マスを緑化ブロック等で緑化する。	—	—	—	—	●	

項 目	内 容	エリア					備 考
		全 体	販 わ い	学 び	憩 い	住 ま い	
	自走式の立体駐車場を設置する場合、自動車や設備等が見えないよう目隠しを設置する等の景観上の配慮を行う。	—	●	●	●	—	
駐車場	機械式駐車場（タワーパーキングを除く）を設置する場合、地上部分を一段とするか、自動車や設備等が見えないよう目隠しを設置する等、景観上の配慮を行う。	—	●	●	—	—	自動車だけでなくリフト等機械設備等も一体的に隠してください。その他の工夫として高木等緑化施設で隠すこと等も考えられます。
	道路境界、出入口付近等、景観を形成する上で効果的な場所に緑化を行う。	●	—	—	—	—	歩行者から見える場所に緑化を行ってください。
緑 化	建築物に附属する駐車場においては、周囲の緑化に努める。	●	—	—	—	—	外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないよう努めてください。
附属施設	電気・空調・給排水等の建築設備、物干し、ごみ収集設備等については、目立たない位置に設置するか、目隠しを設置する等の景観上の配慮を行う。	●	—	—	—	—	

項目	内容	エリア					備考
		全体	賑わい	学び	憩い	住まい	
	敷地の周囲のさく・塀等は、色彩や高さ等に配慮し、周囲への圧迫感を軽減させるよう努める。	●	—	—	—	—	
その他	敷地内の舗装の材質や色彩は、歩道の舗装との調和に配慮する。	●	—	—	—	—	インターロッキングブロック等で歩道が整備されている場合は、その舗装との調和に配慮してください。
	敷地内に法面や擁壁がある場合は、緑化や化粧ブロックを用いる等、景観上の配慮を行う。	●	—	—	—	—	コンクリート擁壁等は避け、石積み、化粧ブロック、法面をいかした緑化等によるうるおいのある街並み形成に努めてください。

一般建築物 デザインルール・例

項目	内容	エリア					備考
		全体	賑わい	学び	憩い	住まい	
基本事項	建築物は、エリア全体及び各エリアのイメージを高めるよう洗練された品位のあるデザインとする。	●	—	—	—	—	本エリアは、シンボリックな景観形成にあたり、周辺との調和、景観の連続性、空間の開放性、機能の複合性等に配慮した緑豊かで洗練されたデザインの街並みを目指します。個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく、公園や周辺の街並みと、高さや階高、外装のデザインや色彩、材質等が調和するよう努めてください。さらに、通りから見える側面についても配慮してください。
	建築物の形態、意匠、色彩、位置等は、街並みと調和したものとします。	●	—	—	—	—	
	エリア周辺から見える建築物の外観は、正面の外壁と同様の材質を使用する等、景観上の配慮を行う。	●	—	—	—	—	
規模	建築物の規模は、共同化等により量感のあるものとするよう努める。	—	●	●	●	—	エリア内は、建築物の全景を容易に見渡せる、特徴的な空間形成に努め、スケール感を考慮した街並みとしていくため、量感のある建築物とするよう努めてください。 共同化等が出来ない場合は、隣地の建築物と高さや階高、外装のデザイン、材質等で共通点を持たせ、外観上の一体感を作り出すよう努めてください。
色彩	外観の色彩は、建築物、樹木等、周辺景観と調和した落ち着いたものとする。但し、面積を抑え、アクセントとして効果的に用いられる場合は、この限りでない。	●	—	—	—	—	彩度の高い色や、赤、黄、オレンジ、青等の目立ちやすい色は注意して使用してください。
壁面の位置（1階部分）	歩道との一体感を確保するため、エリアの外周通に面する1階部分の外壁（柱及び袖壁を除く。）から外周道路境界線までの距離は、1m以上とする。但し、隅切り部分は、同一街区内における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。	—	●	●	●	—	エリアの賑わいを作り出す場合は、歩行者に楽しさや親しみやすさを感じさせるよう、1階部分の快適化に努めてください。

項目	内容	エリア					備考
		全体	賑わい	学び	憩い	住まい	
建築設備等	電気・空調・給排水等の建築設備、物干し、ごみ収集設備等は、前面道路から目立たないよう工夫する。	●	—	—	—	—	屋上等に建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行う等、目立たない工夫をしてください。 ごみ収集設備は、できるだけ建築物内部に設置してください。建築物外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインを工夫したり、目隠し等で歩行者の目に触れにくいようにしたりする等、景観上の配慮を行ってください。
角地	主要交差点の角地においては、街の目印となるようなシンボル化に努める。	—	●	●	—	—	主要交差点の角地は、街を特徴づけ、街の座標となり目立つ場所です。人々に親しまれるような街のシンボルとなり、待ち合わせのできる街角としていくよう努めてください。

### 工作物 デザインルール・例

項目	内容	エリア					備考
		全体	賑わい	学び	憩い	住まい	
基本事項	周辺の土地利用や景観に調和する、若しくは良好な景観を形成する形態・意匠・色彩とする。	●	—	—	—	—	都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく、周囲の街並みと外装のデザインや色彩、材質等が調和するように努めてください。
外観	外観の色彩は、低彩度色（JIS Z8721に定める彩度で、6以下を目途）を使用する。但し、以下の場合、この限りでない。 ・他の法令等で配色が定められている場合 ・アクセントとして10%以下の面積で使用する場合 ・自然素材に彩色を施さず使用する場合	●	—	—	—	—	原則、彩度6以下としていただきますが、周辺の景観に調和するため、より低彩度に指導する場合があります。
緑化	地上に設置される鉄塔、敷地面積が10,000㎡を超える工作物等については、道路境界、出入口付近等景観を形成する上で効果的な場所に緑化を行う。	●	—	—	—	—	歩行者から見える場所に緑化を行ってください。
	工作物に附属する駐車場においては、周囲の緑化に努める。	●	—	—	—	—	
附属施設	駐車場及びその出入口については、景観上配慮した位置に設置する。	●	—	—	—	—	駐車場出入口や立体駐車場はできるだけ側道等、目立たない位置に配置する等、街並みとの調和に配慮してください。

項 目	内 容	エリア					備 考
		全 体	販 わ い	学 び	憩 い	住 ま い	
附属施設	電気・空調・給排水等の建築設備、物干し、ごみ収集設備等については、目立たない位置に設置するか、目隠しを設置する等の景観上の配慮を行う。	●	—	—	—	—	
その他	製造施設、貯蔵施設、供給施設、処理施設、運動施設、遊戯施設等の工作物の配置については、景観上の配慮を行う。	●	—	—	—	—	
	敷地の周囲のさく・塀等は、色彩や高さ等に配慮し、周囲への圧迫感を軽減させるよう努める。	●	—	—	—	—	
	敷地内の舗装の材質や色彩は、歩道の舗装との調和に配慮する。	●	—	—	—	—	インターロッキングブロック等で歩道が整備されている場合は、その舗装との調和に配慮してください。
	敷地内に法面や擁壁がある場合は、緑化や化粧ブロックを用いる等、景観上の配慮を行う。	●	—	—	—	—	